

1月23日(火) 15:30~17:00 古江台中学校

古江台中学校ブロック冬季合同研修会

講演「共生社会を目指した福祉教育・ボランティア学習

～障害者差別解消法から学ぶ

すべての人が、ともに暮らしやすい地域の実現をめざして～」

講師 大阪教育大学 教授 新崎 国広 様

講師の新崎先生からは、社会福祉士での経験を生かした、お話をいただきました。

○「共生社会」

セルフネグレクト・孤立死・引きこもりの件数が年間増加し、社会的孤立・孤独感が高まってきている社会的背景があり、「共生社会」実現をめざすことが必要である。

「共生社会」の創造のための基本理念は、①基本的人権の理念 ②ノーマライゼーションの理念 ③ソーシャルインクルージョン ④自尊感情・自己有用感を育むこと。

○福祉と教育の共通点（その1） 相手の心になって考えること

後出しじゃんけんをして勝つ人が大半の中、わざと負けた人や引き分けの人に理由を聞くと、少数の人の意見、思っていない意見がわかる。

「偏見」とは先入観に基づく偏った見方であり、だれもが持っているものだからこそ、偏見をなくすために一人ひとりの努力が必要である。

「差別」とは誰もが持っている「偏見」を利用して搾取することであり、絶対に許せないことである。「偏見」と「差別」は同じようで違う。

○福祉と教育の共通点（その2） 決して一人ぼっちにしない心

人間は、社会的存在。人は、決して一人では生きていけない。だから、友達や家族・先生・地域の人とのつながりが大切。

○多様な自立を考える

自己完結（自分のことは、自分です。他人に迷惑をかけない）を追求しすぎると、孤立に進む可能性がある。これから目指すのは、相互実現型自立（自分でできることは、自分です。ただし、自分一人でできないことは、人の助けを受けても、かけがえのない自分の人生を生き抜く）助け上手、助けられ上手にならなければいけない。

○障害者差別解消法

目的（第1条より）障害があってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

○4つのバリアフリー

物理的バリア（道路や建築物の利用の妨げとなる段差や施設の不備などが障害者の社会的参加を困難にする障壁）

文化・情報のバリア（文化活動をする機会やそのために必要な情報が与えられないこと。手話通訳がない。託児所が整備されていないなど。）

心理的バリア（障害者に対する無知や無関心からくる偏見や差別によって生じるバリア）

制度的バリア（障害者であるという理由だけで入学や就職の機会が与えられないといった制度上の問題）

○コミュニティスクール

コミュニティ意識の低下（福祉の外在化、無関心化）が社会的孤立、孤独感を生んでいる。そのことが現在の地域福祉の課題である。学校と家庭と地域が協働していくために、コミュニティスクールの導入が必要。

お話を聞いて、相手の心になって考えることや“人は必要とされることが必要”なので、そのように配慮することが大切だということがよくわかりました。

また、障害者差別解消法の話の中では、法律ができるまでは、色覚異常の人は薬剤師にはなれなかったことを例に説明をされました。知らなかったことが多く、認識を新たにしました。

最後の質問では、学校での困っていることに対して、具体的に答えていただき、とても参考になりました。